可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程

平 成 ２０ 年 ４ 月

日 本 消 防 検 定 協 会

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H２０－０４－０１制定）　日本消防検定協会

可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程

制定　平成２０年　４月　１日

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）業務方法書第１２条の規定に基づき、「消防用車両の安全基準の周知徹底について」（平成１９年５月１４日消防消第８０号各都道府県消防主管部(課)長宛消防庁消防・救急課長通知）において遵守することとされた消防ポンプ自動車の安全基準（「消防用車両の安全基準について」（平成１９年３月消防用車両の安全基準検討会））(以下「安全基準」という。)１．２．１(３)に定める可搬消防ポンプ積載車について、製造者等の依頼により協会が行う受託試験（以下「受託試験」という。）の業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、協会が行う可搬消防ポンプの受託個別試験に適合した可搬消防ポンプを積載し、放水配管及び吸水配管又は水槽装置を車台に固定して消防ポンプ自動車と類似の形にした可搬消防ポンプ積載車に適用する。

（受託試験に関する契約）

第３条　協会に受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、予め、協会と別記様式第１号により受託試験を行うために基本的な事項について契約を締結するものとする。

（受託試験の基準）

第４条　可搬消防ポンプ積載車の受託試験の基準（以下「試験基準」という。）は、安全基準の２（消防ポンプ自動車の具備すべき要件）及び６．１（品質管理等）とする。

（受託試験の区分）

第５条　受託試験は、受託型式試験及び受託個別試験に区分する。

２　受託型式試験は、受託個別試験を行うためにあらかじめ型式に係る形状、構造、材質、機能及び性能（以下「形状等」という。）並びに品質管理等が、試験基準に適合しているかどうかの判定をするために行うものとする。

３　受託個別試験は、次に掲げる立合受託個別試験又はデータ受託個別試験のいずれかの方法とし、可搬消防ポンプ積載車の形状等が前項の受託型式試験で適合と判定された型式に係る形状等と同一であるかどうかを判断するために行うものとする。

（１）立会受託個別試験

受託個別試験を受けようとする者（以下「受託個別試験依頼者」という。）の依頼に応じて、可搬消防ポンプ積載車の受託試験の実施に関する契約で締結された受託個別試験の実施場所（以下「受検場所」という。）において、協会が受託個別試験を行うことをいう。

（２）データ受託個別試験

受託個別試験依頼者がその品質管理方法書に従い自ら行う検査のデータ（以下「社内検査データ」という。）を用いて、協会が受託個別試験を行うことをいう。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程(H20－04－01制定)　　日本消防検定協会

第２章　　受 託 型 式 試 験

（受託型式試験の依頼手続き）

第６条　依頼者は、受託型式試験依頼書（別記様式第２号）正副２部及び写１通、次表に掲げる図書及び受託型式試験手数料を納付した協会の指定する振込票（別記様式第７号の１。以下「振込票」という。）を添えて、協会に提出するものとする。なお、図書は正副別に日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。） Ｐ0138 （紙加工仕上げ寸法）のＡ４の大きさのファイルにより一括綴じとすること。ただし、既承認型式を有する者に、当該型式（以下「受託型式」という。）による製品と同一の製品の製造を委託することを前提にして取得しようとする型式（以下「委託型式」という。）に係る受託型式試験依頼における添付図書のうち、明細書、設計図、強度・安全率等の計算書、受検場所案内図、社内試験成績表及びその他の資料にあっては、既承認型式の委受託に係る受託型式試験依頼提出図書（別記様式第５号の１）をもってこれに代えることができる。また、依頼書には、受託型式試験依頼時提出図書等チェックシート（別記様式第６号の１）を添付することとし、依頼者は依頼者チェック欄にチェックもれのないことを確認するものとする。

区　　分	提出数	備　　考
明　細　書	正副各１部	別記様式第３号のもの
設　計　図	正副各１部	依頼品の構造、部品の名称、寸法、材料等を明らかにし、JIS Z 8310（製図総則）により製図されたもの
品質管理方法書	正副各１部	１　安全基準６．１に掲げる管理事項を明らかにしたもの ２　データ受託個別試験実施にあたっては、ISO9001品質マネジメントシステムに準拠したもの（附表第１を参照のこと）
強度等の計算書	正副各１部	１　前輪加重割合、転覆角、水槽の支持ボルトの強度等 ２　必要に応じ試験データを含む
受検場所案内図	正副各１部	別記様式第４号により作成されたもの
社内試験成績表	正本１部	別に定めるもの（必要に応じ提出）
その他の資料	正副各１部	協会が特に指定したもの
契約書	写　１　部	１　委託型式の場合に限る ２　当該依頼者と当該製造者との間の受検業務委託の関係を明らかにした別記様式第５号の２に準じたもの

２　前項の表のうち、既に協会に提出された図書と同一の図書等及び協会が特に認めた図書は、提出を省略することができる。この際、既に協会に提出された図書と同一の図書等については、当該図書が最初に承認又は確認された型式を明らかにした提出図書既承認型式等一覧表（別記様式第６号の２）正副２部を追加するものとする。

（受託型式試験手数料の納付）

第７条　受託型式試験手数料は、可搬消防ポンプ積載車の受託試験の実施に関する契約で締結された額とし、振込票を使用して、協会の指定する銀行口座に振り込むものとする。この場合

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　　日本消防検定協会

において、同時に２件以上の依頼の手数料を振り込むときは、手数料内訳書（別記様式第７号の２）を添えて一括振り込みとすることができる。

（受託型式試験依頼書の受理）

第８条　協会は、受託型式試験依頼があった場合、次に掲げる条件を備えているときに、その依頼を受理する。

（１）第６条第１項に掲げる図書が整っている。なお、当該図書のうち、品質管理方法書の備考２にあっては、データ受託個別試験を希望しない場合は、提出を要しない。

（２）第７条に定める手数料が納付済である。

（３）第３０条の規定により受託型式試験依頼を代理人に委託した場合であっても、受託型式試験依頼者は当該委託者である。

（受託型式試験の方法）

第９条　受託型式試験は、第６条の規定により提出された図書について行う。ただし、品質管理等が試験基準に適合しているかの調査（以下「品質管理等調査」という。）は、受検場所において行うものとする。

２　協会は、受託型式試験の品質管理等調査を行う際、当該型式の完成品について受託個別試験相当の試験を実施する。

３　依頼者は、実施通知した日から６ヶ月以内に品質管理等調査を受けるものとし、実施予定日の１ヶ月前までに協会に届け出るものとする。

４　協会は、前項の届け出を考慮して、実施日を指定する。

５　協会は、受検場所の工場がＩＳＯ９００１の認証を取得している場合、若しくは他の消防用車両又は既承認型式で既に実施されている場合は、当該調査を省略することができる。

（受託型式試験の適否の通知）

第１０条　協会は、受託型式試験の結果が試験基準に適合するときは、その旨及び試験番号を依頼者に通知する。

２　協会は、次の場合に受託型式試験を中止し、その理由を付して試験基準に適合しない旨を依頼者に通知するものとする。

（１）受託型式試験において、不良事項が見い出された場合（品質管理上の著しい不備によるものに限る。）

（２）品質管理等調査において、品質管理上著しい不備があると認められた場合又は改善のための措置が講じられなかった場合

（３）実施期限が満了するまでに品質管理等調査を受けなかった場合

第３章　　受 託 個 別 試 験

（受託個別試験）

第１１条　受託個別試験は、全数検査とし、立会受託個別試験又はデータ受託個別試験で行うものとする。

２　データ受託個別試験にあっては、製造者自らが行う検査に係る審査並びに品質管理方法書の内容の施行状況及び検査設備等の管理状況についての審査（以下「品質管理審査」という。）において、データ受託個別試験が行えるものと協会が認めた場合に限って、依頼者はデータ受託個別試験を行うことができるものとする。

（品質管理審査の手順）
第１２条　協会は、品質管理審査を受検場所において行うものとする。また、受託型式試験時に品質管理審査を行う場合、品質管理等調査と同時に行うものとする。
２　依頼者は、品質管理審査を受ける場合、実施予定日の１ヶ月前までに協会に届け出るものとする。
３　協会は、前項の届け出を考慮して、実施日を指定する。

（受託個別試験の計画）
第１３条　依頼者は、毎月２５日までに翌月分の受託個別試験希望日を受託個別試験日希望表（別記様式第９号）により協会（受検場所が愛知県、岐阜県及び石川県以西の地域（以下「大阪支所管内」という。）にある場合は大阪支所とする。以下この条において同じ。）に提出するものとする。
２　協会は、受託個別試験日希望表を参酌して受検計画を立て依頼者に通知し、受託個別試験を行うものとする。
３　協会は、前項の受託個別試験計画における予定日が前第１項の希望日と異なる場合には、当該希望日の５日前までに協会が定めた受託個別試験予定日を依頼者に通知するものとする。
４　依頼者は、やむを得ない理由のために受託個別試験予定日、依頼数量の変更を希望する場合は、当該予定日の７日前までにその旨を協会に連絡するものとする。

（受託個別試験の依頼手続き）
第１４条　依頼者は、受託個別試験依頼書（別記様式第１０号の１）正副２部に受託個別試験手数料を納付した振込票を添えて、受託個別試験予定日の５日前までに協会（受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所とする。以下この条において同じ。）に提出するものとする。ただし、提出日にあっては、協会が特に認めた場合、この限りでない。
２　依頼者は、再受託個別試験依頼（受託個別試験の結果が不適合にった場合に行う再度の受託個別試験の依頼をいう。以下同じ。）の場合は「再」（受託試験細則で定める受託個別試験の特例による再受託個別試験依頼の場合は「特」）と受託個別試験依頼書の備考欄に記載するものとする。
３　依頼者は、前項における再受託個別試験を受検する場合、社内検査成績表（別記様式第１０号の２）を提出するものとする。

（受託個別試験手数料の納付）
第１５条　受託個別試験手数料は、可搬消防ポンプ積載車の受託試験の実施に関する契約で締結された額（立会個別受託試験にあっては、運賃を含む。）とし振込票を使用して、協会の指定する銀行口座に振り込むものとする。

（受検場所の変更）
第１６条　依頼者は、受検場所を本邦の地域内に移転、増設若しくは廃止しようとする場合は、受検場所変更届（別記様式第１１号）正副２部に次の各号に掲げる書類各１部を添えて協会（従前の受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に提出するものとする。なお、委託型式に係る受検場所にあっては、受託型式に係る届出の際、これに委託型式の試験番号等必要な事項を記載することにより、届出を行ったものとみなすものとする。
（１）移転又は増設の場合にあっては、受検場所案内図、受検できる検査項目表及び未処理状況明細書（未処理件数及び個数を明らかにしたものをいう。以下同じ。）

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H２０－０４－０１制定）　日本消防検定協会

（２）廃止の場合にあっては、未処理状況明細書

（依頼者の整備事項）

第１７条　依頼者は、附表第２に掲げる検査設備を受検場所に備え、常に整備しておくこととし、協会は必要に応じ当該設備を確認することができる。

２　依頼者は、第２５条の規定により返還された図書を整備しておくとともに、適正かつ効率よく受託個別試験を行うために、受検場所の整備に努めるものとする。

（立会受託個別試験の方法）

第１８条　立会受託個別試験は、協会が実施通知した予定日に受検場所において行うものとする。

２　依頼者は、消防ポンプ自動車又は可搬消防ポンプの受託個別試験と同時に可搬消防ポンプ積載車の立会受託個別試験を行う場合、可搬消防ポンプ積載車の受託試験の実施に関する契約で定める運賃を負担しないことができるものとする。

３　依頼者は、立会受託個別試験の受検前に、当該可搬消防ポンプ積載車の設計図書（設計図、強度計算書及び明細書をいう。以下同じ。）及び社内試験成績表を提出するものとする。なお、既受検のものと同一のものにあっては、設計図書の兼用を妨げない。

（立会受託個別試験の適否の判定及び確認）

第１９条　立会受託個別試験の適否の判定は、原則として、試験当日協会職員が受検場所で行うものとする。

２　依頼者は、受託個別試験依頼整理表（別記様式第１２号）を受検場所に備えるものとする。また、依頼者及び協会職員は、立会受託個別試験終了後、当該整理表に必要事項を記載し、相互に確認を行うものとする。

（データ受託個別試験の手順）

第２０条　依頼者は、データ受託個別試験を受けようとする場合、当該可搬消防ポンプ積載車に係る明細書、社内検査データ及び受託個別試験依頼整理表を協会に送付するものとする。

２　協会は、データ受託個別試験の結果及び必要事項を前項の整理表に記載し、依頼者に送付するものとする。

３　依頼者は、データ受託個別試験の受検品に係る設計図書及び受託個別依頼整理表を受検場所に保管しておくものとする。なお、既受検のものと同一のものにあっては、設計図書の兼用を妨げない。

（品質管理方法の実態調査）

第２１条　協会は、データ個別受託試験を行っている場合、１年に１回の割合で受検場所において品質管理方法書の内容の施行状況についての調査（以下「実態調査」という。）を行うものとする。

２　協会は、実態調査を立会受託個別試験（品質管理方法書に記載されている個別試験方法）と併せて行うものとする。なお、受託個別試験の受検間隔が１年を超える場合、これを考慮するものとする。

３　協会は、実態調査において、品質管理上著しい不備があると認めるときは、データ受託個別試験を停止するとともに、その改善を求め、依頼者はこれに従うものとする。

４　協会は、実態調査において、品質管理方法書に記載されている内容と異なる管理方法が行

われていると認めるとき（前項に該当する場合を除く。）は、その改善を求め、依頼者はこれに従い当該管理方法の改善を行うものとする。

５　協会は、依頼者が前２項の改善の措置を講じたときは、これを確認するものとし、データ受託個別試験を停止している場合にあっては、そのうえで、これを再開するものとする。

（受託個別試験の適合の表示）

第２２条　協会は、受託個別試験の結果が試験基準に適合している場合、可搬消防ポンプ積載車に附表第３に定める表示（刻印又は証票のうち、任意の一方）を付すものとする。

第４章　　雑　　則

（受託型式試験依頼等の取り下げ）

第２３条　受託型式試験依頼、受託個別試験依頼を取り下げようとする者は、当該依頼の取下げ届（別記様式第１３号の１）正副２部を協会（受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に提出するものとする。

２　受託型式試験依頼、受託個別試験依頼をしたものの全部又は一部を取り下げようとする場合は、取下げ届（別記様式第１３号の２）により取り下げようとする受託試験手数料と同額の受託試験の依頼に振り替えることができるものとする。

（受託試験手数料の返還）

第２４条　協会は、受託試験依頼の取下げ届が提出された場合、依頼者に受託試験手数料を還付する。ただし、既に受託試験に着手している場合は、受託試験手数料の還付は行わないものとする。

（図書の返還）

第２５条　協会は、受託型式試験依頼の際提出された図書のうち副本１部を受託型式試験の終了後、依頼者に返還する。

（新たな受託型式試験）

第２６条　新たな受託型式試験に該当する変更の範囲は、附表第４に掲げる事項の例によるものとする。

２　依頼者は、変更の内容が受託型式試験に該当する場合、第６条の規定に基づき新たに受託型式試験を依頼するものとする。

（依頼等の委任）

第２７条　依頼者は、受託型式試験依頼、受託個別試験依頼又はこの規程に定める届出等を代理人に委任する場合は、委任（変更委任）状（別記様式第１４号）１部を協会（受検場所が大阪支所管内で受託個別試験に係る届出の場合は大阪支所。以下この条において同じ。）に提出するものとする。

２　依頼者は、前項に定める委任状の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更委任状１部を協会に提出するものとする。

３　前第１項の代理人が提出する依頼書、届出書又は願出書には、依頼者及び依頼代理人のそれぞれの住所及び氏名（法人にあっては、名称、役職名及び氏名）を併記するものとする。

（氏名等の変更）
第２８条　型式承認を受けた者が、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更したときは、氏名（名称、代表者の氏名、住所）変更届（別記様式第１５号）１部を協会（受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に提出するものとする。

（受託試験手数料の過誤納）
第２９条　依頼者が過誤納した受託試験手数料の還付を受けようとするときは、過誤納金還付願（別記様式第１６号の１及び別記様式第１６号の２）１部（受検場所が大阪支所管内の場合は２部）を協会（受検場所が大阪支所管内の場合は大阪支所）に提出するものとする。

（受託個別試験受検業務の委託）
第３０条　依頼者は、受託個別試験受検製品の受検準備から受託個別試験適合までに係る業務（以下「受託個別試験受検業務」という。）を依頼者（第２９条第１項の規定による代理人を含む。以下この条において同じ。）以外の者に委託しようとする場合、当該依頼者と当該受託者との間の受託個別試験受検業務委託の関係を明らかにした受託個別試験受検業務委託契約書（別記様式第５号の２に準じたもの）写１部を協会（受検場所が大阪支所管内の場合は大阪支所とする。以下この条において同じ。）に提出するものとする。ただし、第６条第１項の規定による契約書を提出している場合又は当該依頼者が受託個別試験に立ち会う場合は、この限りでない。
２　依頼者は、前項に定める契約書に記入している事項に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨の届出書（受託個別試験受検業務委託契約変更届（別記様式第１７号））１部及び変更による新契約書の写１部を協会に提出するものとする。

（疑義の照会）
第３１条　依頼者は、受託型式試験又は受託個別試験に係る依頼手続き、受託試験結果、その他について生じた問題、疑問等について説明を求め、又は文書により照会することができるものとする。

（受託型式等の取消し）
第３２条　協会は、依頼者が不正な手段により受託型式を取得した場合、不正な手段により受託個別試験を受検した場合又は協会の指示による改善の措置が講じられない場合、当該受託型式又は当該受託個別試験の適合を取り消すことができるものとする。

（型式失効）
第３３条　協会は、承認を受けた型式について、新たに開発された技術、機能、性能等により安全基準が改正された場合、改正された当該基準に適合しない型式については失効させることができるものとする。

（改善措置）
第３４条　協会は、消防機関等から提供される製品に係る不具合情報、事故報告等に基づき必要があると認めるときは、依頼者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができるものとする。

（受託試験に関する細則）
第３５条　協会は、この規程に定めるもののほか、可搬消防ポンプ積載車の受託試験を実施す

るために必要な事項を、細則として別に定める。

附則
この規程は、平成２０年４月１日から実施する。

附表第１（第６条及び第１１条関係）

品質管理方法書の内容

項　　目（ISO 9001(2000年版)の抜粋）	データ受託個別試験
(品質マネジメントシステム)	
1　品質マネジメントシステムに必要なプロセス（必要な場合には、アウトソースしたプロセスの管理を含む）	－
2　品質マネジメントシステムの文書	
a　品質マニュアル	○
b　文書管理	－
c　記録の管理	○
(経営者の責任)	
1　品質方針	○
2　計画（品質目標、品質マネジメントシステムの計画）	－
3　責任、権限及びコミュニケーション（責任及び権限、管理責任者）	○
4　マネジメントレビュー	－
(資源の運用管理)	
1　人的資源（力量、認識及び教育・訓練）	○
2　インフラストラクチャー	－
3　作業環境	○
(製品実現)	
1　製品実現の計画	－
2　購買（購買プロセス、購買情報、購買製品の検証）	－
3　製造	
a　製造の管理	－
b　製造に関するプロセスの妥当性確認	－
c　識別及びトレーサビリティ	○
d　製品の保存	－
4　監視機器及び測定機器の管理	○
(測定、分析及び改善)	
1　製品の監視及び測定（最終検査にあっては、細則で定める検査方法、検査項目及び判定方法又はこれらと同等以上の方法を定めたものによる）	○
2　不適合製品の管理	○
3　改善（是正処置、予防処置）	○

備考１　表中「○」を付した項目について、その管理方法の内容及び管理規程文書について提出すること。ただし、品質マニュアルで規定されている場合は、その写しでもよい。

２　表中「－」は、提出時に該当しない項目を表す。

附表第２（第１７条関係）

依頼者の備えるべき検査設備

種　　類	品　　名	仕　　様	個　数
共　　通	1　水圧試験機	試験圧力の１．５倍の圧力が計測できる圧力計付のもの	一　式
	2　乾湿計		1　個
	3　ストップウオッチ	３０秒計又は６０秒計	必要数
	4　寸法測定器	ノギス、直尺、巻尺	必要数
	5　照明器具		1　個
	6　拡大鏡		必要数
	7　寝板		1　台
水槽を装備した場合	1　水槽容量測定器	当該容量測定に適したもの（水槽を満水にできるもの）	一　式
	2　円板	直径　４０　cm のもの	1　個

附表第３（第２２条関係）

受託試験適合表示

刻印　　証票

附表第４（第２６条関係）

受託型式試験に該当する変更事項の例示

受託型式試験に該当する変更事項
1　次の装置若しくは走行又は強度に影響を与える装置の取付（既承認のものを除く） (1) 水槽 (2) 動力昇降装置付ホースカー積載装置

別記様式第１号（第３条関係）

可搬消防ポンプ積載車の受託試験の実施に関する契約書

収入印紙

日本消防検定協会　理事長　○○○○（以下「甲」という。）と○○○○株式会社　取締役社長　○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項によって受託試験に関する基本的事項について契約を締結する。

第１条　甲は、乙の依頼によって、次の受託試験について実施する。
（１）試験の題目　可搬消防ポンプ積載車の受託試験
（２）試験の内容
試験は受託型式試験と受託個別試験に区分する。
ア　受託型式試験
可搬消防ポンプ積載車の型式に係る形状、構造、材質、機能及び性能並びに品質管理等が「消防用車両の安全基準の周知徹底について」（平成１９年５月１４日消防消第８０号各都道府県消防主管(課)長宛消防庁消防･救急課長通知）において遵守することとされた消防ポンプ自動車の安全基準（「消防用車両の安全基準について」(平成１９年３月消防用車両の安全基準検討会)(以下「安全基準」という。）に適合しているかどうか行う試験
イ　受託個別試験
可搬消防ポンプ積載車が受託型式試験で適合するものと判定された型式に係るものと同一であるかどうか行う試験
（３）試験の実施場所
試験の実施場所は、本邦の地域内で、乙の指定する場所とする。
ア　受託型式試験　日本消防検定協会及び○○○○株式会社○○工場
イ　受託個別試験　○○○○株式会社○○工場
（４）試験の実施期間
ア　受託型式試験は、依頼書の受理後６ヶ月以内に完了するものとする。
イ　受託個別試験は、実施希望日から１０日以内に完了するものとする。

第２条　受託試験に関する事務等の取扱については、可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程によるものとする。

第３条　受託試験の範囲及び方法は、可搬消防ポンプ積載車受託試験細則によるものとする。

第４条　甲は、可搬消防ポンプ積載車の受託型式試験が完了したときは、当該結果に意見を付して、乙に通知するものとする。
２　甲は、可搬消防ポンプ積載車の受託個別試験が完了し、当該可搬消防ポンプ積載車が前項の受託型式試験において安全基準に適合しているとされた型式に係るものと同一であると認めたときは、その旨の表示を付すものとする。

第５条　受託試験の受託料の額（消費税別）は、受託型式試験にあっては、一型式一件につき＊＊，＊＊＊円、受託個別試験のうち、立会受託個別試験にあっては、一台につき＊＊，＊＊＊円、データ受託個別試験にあっては、一台につき＊＊，＊＊＊円とする。
２　甲が、可搬消防ポンプ積載車の受託試験のみで試験の実施場所へ出張する場合、乙は、試験の実施場所までの運賃（運賃の額は、日本消防検定協会旅費規程により算出した額＊＊＊，＊＊＊円とする。）を負担するものとする。

第６条　甲は、試験の準備を開始したとき以降においては、納入した費用を返還しないものとする。

第７条　甲は、天災その他やむを得ない事由が生じ、受託試験の継続が困難となったときは、この契約を解除することができる。

第８条　甲及び乙は、双方互に相手方がこの契約書の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

第９条　本契約の有効期限は、１ヶ年（初年度にあっては、締結日から当該年度末日まで。）とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれか一方より何等かの意思表示がないときは、本契約は次の１ヶ年有効とし、以後この例によるものとする。

第１０条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

上記契約締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通 保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６
日本消防検定協会
理事長　○　○　○　○

乙　住所
○○○○株式会社
取締役社長　○　○　○　○

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ３とすること。

別記様式第２号（第６条関係）

受託型式試験依頼書

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　殿

依 頼 者
住　　所
氏　　名（法人の場合は､名称及び代表者氏名）　印
電話番号

可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程第６条に基づき、下記について受託型式試験を依頼します。

記

種　　類	可搬消防ポンプ積載車	
型 式 記 号		
※ 既 承 認 型 式	試 験 番 号	
	承認年月日	年　　月　　日
※ 相　違　点		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　※印欄は、既承認型式と一部が異なる受託型式試験依頼の場合に記載すること。
なお、相違点については別紙にまとめることができる。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第３号の１（第６条関係）

可搬消防ポンプ積載車　明細書（その１）

（１）可搬消防ポンプ積載車諸元表

項目		明細	備考
車台型式			
機関型式			
可搬消防ポンプ	届出番号	P	
放水側配管	材質	JIS	
	使用圧力	最大　MPa	
吸水側配管	材質	JIS	
	使用圧力	最大　MPa	
放水側圧力計	種類	式・JIS　級相当品	
	指示範囲	最大圧力　MPa	
吸水側圧力計	種類	式・JIS　級相当品	
	指示範囲	負側の最大圧力　MPa	
		正側の最大圧力　MPa	
動力昇降装置付ホースカー積載装置	型式		
	駆動方式		
	最大積載質量	kg	
動力昇降装置付ポンプ積載装置	型式		
	駆動方式		
	最大積載質量	kg	
動力昇降装置付積載はしご積載装置	型式		
	駆動方式		
	最大積載質量	kg	
ホースカー積載装置	型式		
	最大積載質量	kg	
動力吸管巻取り装置	型式		
	駆動方式		

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第３号の２（第６条関係）

可搬消防ポンプ積載車　明細書（その２）

（２）車台諸元表（可搬消防ポンプ積載車）

項目＼車台		原車	改造車	項目＼車台		原車	改造車
製造者名				用途			
車台型式				形状			
種別				車名			
車両重量		kg	kg	型式（年式）			
乗車定員	運転席	名	名				
	ボデー内座席席	名	名				
	リヤステップ	名	名				
最大積載量		kg	kg	輪距離	前	mm	mm
車両総重量		kg	kg		後	mm	mm
車両寸法	全長	mm	mm	軸距離		mm	mm
	全幅	mm	mm				
	全高	mm	mm	オーバーハング(リヤステップまで)		mm	mm
空車時荷重分布	前輪	kg	kg	タイヤ	前輪	%	%
	後輪	kg	kg		後輪	%	%
積載時荷重分布	前輪	kg	kg	積載時タイヤ荷重割合	前輪	%	%
	後輪	kg	kg		後輪	%	%
積載時前輪荷重割合		%	%	最大安定傾斜角度	右	度	度
					左	度	度
前軸重	バネ上	kg	kg	後軸重	バネ上	kg	kg
	バネ下	kg	kg		バネ下	kg	kg
	軸重	kg	kg		軸重	kg	kg

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第３号の３（第６条関係）

可搬消防ポンプ積載車　明細書（その３）

（３）水槽諸元表（可搬消防ポンプ積載車）

水槽	容量	L		材質	材料の厚さ
			側板		mm
	形状		底部		mm
	寸法		上部		mm
	防食処理方法				
水槽支持	方式		取付ボルト	M　mm×　本	
水槽吸水口	口径	mm	配管緩衝方式		
水槽送水口	口径	mm	配管緩衝方式		
ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰﾊﾟｲﾌﾟ	口径	mm	方式		
防波板	方式		寸法	縦板　x　x　x　枚	
				横板　x　x　x　枚	
消火栓補給口	口径	mm	口数	口	
水量計	口径	mm	導管サイズ	mm	
マンホール	形状		大きさ		
			取付ボルト	M　mm×　本	
溜めます	形状		寸法	mm×　mm×　mm	
排水口	口径	mm	方式		
備考					

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第４号（第６条関係）

受　検　場　所　案　内　図

年　　月　　日

依　頼　者
　住　　所
　氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
　電話番号

受検場所 　住　　所 　名　　称 　電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とする。

別記様式第５号の１（第６条関係）

既承認型式の委受託に係る型式試験提出図書

委託型式に関する事項	依頼者名	
	受託試験の種類	可搬消防ポンプ積載車
	試験番号	
	明細書	受託型式における試験番号のものに同じ
	設計図	表示に関する事項を除き、受託型式における型式番号のものに同じ
	品質管理方法書	受託型式における試験番号のものに同じ
	強度・安全率等の計算書	受託型式における試験番号のものに同じ
	受検場所案内図	受託型式における試験番号のものに同じ
	社内試験成績表	受託型式における試験番号のものに同じ
	その他の資料	受託型式における試験番号のものに同じ
受託型式に関する事項	依頼者名	
	受託試験の種類	可搬消防ポンプ積載車
	試験番号	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とする。
　　２　設計図のうち、表示に関する事項は、別途提出を要す。
　　３　該当しない項目は、削除すること。

別記様式第５号の２（第６条及び第３２条関係）

受託個別試験受検業務委託契約書

収入印紙

（割印）

委託者○○会社（以下「甲」という。）は、受託者○○会社（以下「乙」という。）の製品と同一の製品を受検することについて、乙に対して次のようにその業務を委託する。

第１条　本契約に係る乙の可搬消防ポンプ積載車に係る受託型式は、次に掲げるものとする。

（１）種　　類　　可搬消防ポンプ積載車

（２）試験番号

第２条　本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第３条　甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から受託個別試験に適合するまでに係る一切の業務とする。

第４条　本契約に係る事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

第５条　本契約の有効期限は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約事項に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　住所

名称

代表者名　　印

乙　住所

名称

代表者名　　印

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第６号の１（第６条関係）

受託型式試験依頼時提出図書等チェックシート

依頼者：
種　類：

ＮＯ．　／

	提　出　図　書　等	依頼者ﾁｪｯｸ欄			検定協会ﾁｪｯｸ欄	
		既承認図書	兼用図書	確認	図面必要の有無	確認
1				□	□有 □無	□
2				□	□有 □無	□
3				□	□有 □無	□
4				□	□有 □無	□
5				□	□有 □無	□
6				□	□有 □無	□
7				□	□有 □無	□
8				□	□有 □無	□
9				□	□有 □無	□
10				□	□有 □無	□
11				□	□有 □無	□
12				□	□有 □無	□
13				□	□有 □無	□
14				□	□有 □無	□
15				□	□有 □無	□
16				□	□有 □無	□
17				□	□有 □無	□
18				□	□有 □無	□
19				□	□有 □無	□
20				□	□有 □無	□
21				□	□有 □無	□
22				□	□有 □無	□
23				□	□有 □無	□
24				□	□有 □無	□
25				□	□有 □無	□

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とする。
　　２　依頼者チェック欄の既承認図書には、既承認型式の図書と同一のときは「型」、また、兼用図書には、今回依頼された提出図書の中で兼用されている図書のときは、当該提出図書の「番号」を記載する。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第６号の２（第６条関係）

提 出 図 書 既 承 認 型 式 等 一 覧 表

ＮＯ.

図 書 の 名 称 等	受託型式 (試験番号)	図 面 番 号	既承認図書	備 考

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とする。

２　既承認図書欄には、既承認型式の図書のときは「型」及び承認日又は確認日を記載する。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第７号の１（第７条及び第１５条関係）

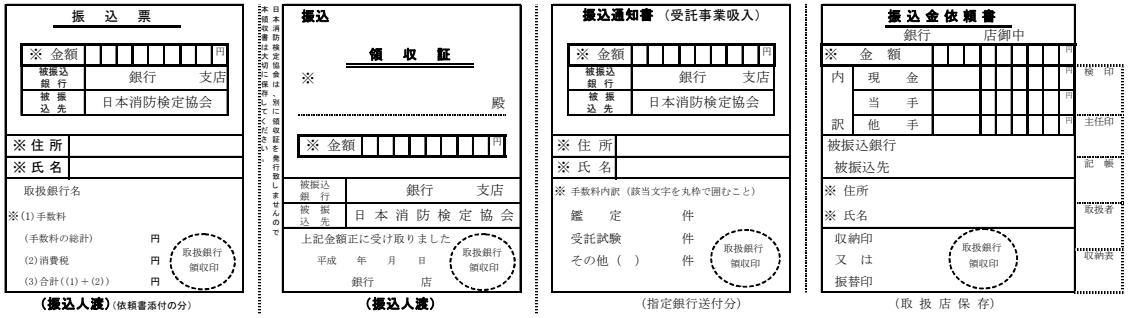

（注意）

（１）この用紙は、可搬消防ポンプ積載車の受託型式試験依頼及び受託個別試験依頼にのみ利用して下さい。

（２）この用紙をご利用になり下記銀行の本店又は支店にて振り込みになれば振込手数料は不要です。

三菱東京ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行

（３）※の箇所にご記入のうえ振込金を添えて銀行へ差し出して下さい。

別記様式第７号の２（第７条及び第１５条関係）

No

手 数 料 内 訳 書

依 頼 者
住　所
氏　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

（振　込　票　添　付　欄）

（ 受託型式試験 ・受託個別試験 ）手 数 料 内 訳 書

種　類	依頼数量	金　額	備　考
可搬消防ポンプ積載車	台	円	
計	件	総計	円
※受付年月日	年　月　日	※受付番号	No.　～No.

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　依頼件数が同時に２以上の場合は、試験手数料を振込票１葉にまとめて振り込むことができ（大阪支所は、受託個別試験に限る。）、その振込票を本様式の手数料内訳書に貼り付けて一括された当該依頼書に添付すること。
３　受託型式試験又は受託個別試験ごとに別葉にすること。
４　内訳書が２枚以上の場合は、必ず総計を記入すること。
５　総計の金額は、受託型式試験及び受託個別試験のすべての金額を合計で内訳書の各葉すべてに記入すること。
６　※印欄は記入しないこと。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第９号（第１３条関係）

月中受託個別試験日希望表

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依　頼　者

担当者氏名

受託個別希望日	種　　類	試験番号	依頼数	備　考
日				
日				
日				
日				
日				
日				

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　予定の有無にかかわらず、前月２５日までに協会に提出のこと。

３　協会への提出は、郵送、ＦＡＸ、Eメール等とする。

４　消防ポンプ自動車又は可搬消防ポンプの受託個別試験の希望表に当該内容が分かるように記載されてもよい。

別記様式第１０号の１（第１４条関係）

受託個別試験依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　印
電話番号

可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程第１６条に基づき、下記について受託個別試験を依頼します。

記

種　　類	可搬消防ポンプ積載車　　台			
依頼数量				
受検希望年月日	年　　月　　日			
受検希望場所				
試験手数料	単価	円	合計	円
運　　賃	円			
備　　考	□データ受託個別試験適用 □消防ポンプ自動車又は可搬消防ポンプと同時受検			

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　依頼数量は、１回に受検する数を原則とする。
　　３　データ受託個別試験の場合は、備考欄にその旨を記載すること。
　　４　立会受託個別試験の場合、同時に消防ポンプ自動車又は可搬消防ポンプの受託個別試験を受検する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第１０号の２（第１４条関係）

社　内　検　査　成　績　表　（再試験・補正試験）

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依　頼　者　名			
受　　検　　日	年　月　日	初 回 受 検 日	年　月　日

種　　類	試　験　番　号
・可搬消防ポンプ積載車	
	製　造　番　号

1　初検査での不良内容及び原因

試 験 項 目	
不 良 内 容 （※）	
原　　因 （※）	

2　実施した社内検査の状況、その結果及び今後の対策

試験項目及び検査状況（※）	
結　　果	
今 後 の 対 策	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　（※）印部は詳細に記入のこと。

３　再試験を実施するまでに提出すること。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第１１号（第１６条関係）

受　検　場　所　変　更　届

（移　転・増　設・廃　止）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

届　出　者
住　　所
氏　　名（法人の場合は､名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記について、可搬消防ポンプ積載車の受検場所を変更したいので届け出ます。

□　委受託による型式を有する委託者　　についても併せて届け出ます。

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

受検場所案内図　　部
受検できる検査項目表　　部
未処理状況明細書　　部

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　委受託による型式を同時に届け出る場合は、□にレ印を入れて、委託者名を記載のこと。

別記様式第１２号（第１９及び２０条関係）

［報告書］

受託個別試験依頼整理表

部長(支所長)	課　　長	試　　験　　者	立会責任者	受検回／年度
				／

試験年月日	平成　　年　　月　　日　～　　日	依頼者名（受検場所）	

依頼書			受検済数	受検数	適合数	不適合数	保留数	依頼残数	依頼残の処理
受付年月日	受付番号	依頼数量							
	－								
	－								
	－								
合　　計									

＜受検物内訳＞

試験番号 / 製造番号	車台型式及び製造番号	欠点数 欠点	欠点数 整備	試験結果	備考又は欠点内容

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　　日本消防検定協会

別記様式第１３号の１（第２３条関係）

取　下　げ　届

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　殿

届　出 者

住　　所

氏　　名（法人の場合は､名称及び代表者氏名）　印

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は

銀行　　支店（普通貯金・当座貯金口座、

口座番号　　名義　　）へ振込みにより還付願います。

記

１	区　　分	受託型式試験・受託個別試験
２	依 頼 書 受 付	年　　月　　日（第　　号）
３	種　　類	可搬消防ポンプ積載車
４	試 験 番 号	
５	取 下 げ 数 量	（個別試験の場合に限る。○台中○台とする。）
６	取 下 げ 理 由	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１３号の２（第２３条関係）

取　下　げ　届

（振替依頼用）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

届　出　者

住　　所

氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　印

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は下記のとおり振替依頼に充当して下さい。

記

１　区　　分　　受託型式試験・受託個別試験

２　依頼書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　類　　可搬消防ポンプ積載車

４　型式記号　　を　　に振り替え

５　取下げ(振り替え)理由

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１４号（第２７条関係）

委 任（変 更 委 任）状

年　　月　　日

（住　所）
（名　称）
（氏　名）　　印

は、
（名　称）
（役職名）
（氏　名）

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　委任項目
（受託型式試験に係る依頼・受託個別試験に係る依頼・　　）

２　委任細目

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種類

３　変更理由

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　委任項目が、試験手数料を納付し又は還付を受けることである場合は、その旨を記入すること。
３　該当する委任項目を○で囲む、あるいは記入すること。
４　委任細目は、限定した受検場所又は種類のみの委任を行う場合に記載すること。

別記様式第１５号（第２８条関係）

氏名（名称、代表者の氏名、住所）変更届

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　殿

届　出 者

住　　所

氏　　名（法人の場合は､名称及び代表者氏名）　印

電話番号

下記のとおり氏名（名称、代表者の氏名、住所）を変更したいので届け出ます。

記

旧

新

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

別記様式第１６号の１（第２９条関係）

過 誤 納 金 還 付 願

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　殿

願 出 者

住　　所

氏　　名（法人の場合は､名称及び代表者氏名）　印

電話番号

下記の依頼に伴い　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から振り込みました手数料　　円は、過誤納でしたので、過誤納金　　円を　　銀行　　支店（普通貯金・当座貯金口座、口座番号　　名義　　）へ振り込みにより還付願います。

記

１	区　　分	受託型式試験・受託個別試験
２	依 頼 書 受 付	年　　月　　日（第　　号）
３	種　　類	可搬消防ポンプ積載車
４	数　　量	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行った場合に用いること。

[転載禁止]可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程（H20－04－01制定）　日本消防検定協会

別記様式第１６号の２（第２９条関係）

過 誤 納 金 還 付 願

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　殿

願 出 者

住　　所

氏　　名（法人の場合は､名称及び代表者氏名）　印

電話番号

年　　月　　日に　　銀行　　支店から別添の振込票のとおり振り込みました　　円は、過誤納でしたので、下記へ振り込みに より還付願います。

記

１　取引銀行　　銀行　　支店

２　口　　座　　普通貯金・当座貯金口座

口座番号

名義

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行っていない場合に用いること。
　　３　振込用紙を添付すること。

別記様式第１７号（第３０条関係）

受託個別試験受検業務委託契約変更届

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　殿

届　出 者
住　　所
氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記について、可搬消防ポンプ積載車の受託個別試験受検業務委託契約を変更したので届け出ます。

記

変更内容	旧	
	新	
変 更 の 理 由		

添付書類
新受託個別試験受検業務委託契約書（写）　　１部

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

◎ 積載車関係の製品記号の例示

○○	Ｃｒ	－Ⅰ	

装置による型式の区分を示す記号

積載車を示す固定の記号

依頼者が設定するｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄ２or３文字の依頼者を示す記号

試験番号		
積載車記　号	種　類	
○○Ｃｒ		○○は依頼者記号
	－Ⅰ	固定配管（基本の積載車）
１桁	－Ⅱ	水槽装置付
	－Ⅲ	動力昇降装置付ホースカー積載装置付
	－＊	その他、必要に応じ番号を追加

附　録

可搬消防ポンプ積載車の受託型式試験の提出図面（例）

1　可搬消防ポンプ積載車の外観図

2　主要装置組立図
（注：主要装置とは、明細書その１及びその３に記入することとされたものをいう。以下同じ）

3　配管架装図

4　主要装置及び車体架装図
（注：シャシフレームとの艤装箇所は、その方法を示すこと。）

5　表示・銘板

6　その他
（１）取扱い銘板
（２）計器盤組立図
（３）配線図
（４）各部品カタログ

7　取扱説明書

8　点検用要領書